

排出企業を対象にした産業廃棄物マネジメント研修会テキスト【第4版】 追補

令和8年1月6日現在

1. 委託契約書の記載事項の追加

令和7年4月22日に廃棄物処理法施行規則が改正され、契約書において伝達すべき情報として「廃棄物に含まれ又は付着している第一種指定化学物質の名称及び数量又は割合に関する事項」が追加された（令和8年1月1日施行）。

- テキストP69 表2.2に追記、修正（赤字）

表2.2 契約書の記載事項及び保存期間

契約書の共通記載事項

○(特別管理)産業廃棄物の処理を委託する際の契約書に必要な記載事項
① 委託する(特別管理)産業廃棄物の種類及び数量
② 委託契約の有効期間
③ 委託者が受託者に支払う料金
④ 受託者の事業の範囲
⑤ 委託者の有する適正処理のために必要な事項に関する情報
ア 性状及び荷姿に関する事項
イ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
ウ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
エ 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
オ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合にはその事項
カ 廃棄物に含まれ又は付着している第一種指定化学物質の名称及び数量又は割合に関する事項
キ その他取扱いに関する注意事項

- テキストP72 8行目以降に追記、修正（赤字）

オ 石綿含有産業廃棄物等が含まれる場合にはその事項

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、該当する種類の他にその旨を記載する。また、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(放射性物質汚染対処特措法)」に規定する特定産業廃棄物(放射能濃度が8,000ベクレル/kg以下の廃棄物)が含まれる場合も同様である。

カ 廃棄物に含まれ又は付着している第一種指定化学物質の名称及び数量又は割合に関する事項

委託者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)第2条第5項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第2項に規定する第一種指定化学物質(同法第5条第1項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が排出量及び移動量を把握しなければならない第一種指定化学物質に限る。)が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合を記載する。

キ その他当該(特別管理)産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

※ 参考ページ

- ・環境省資料「有害廃棄物の適正処理に係る情報伝達について」
<https://www.env.go.jp/content/000347658.pdf>
- ・環境省説明動画 <https://www.youtube.com/watch?v=IdpRdw0MDb8>
- ・官報（令和7年4月22日）
<https://www.kanpo.go.jp/old/20250422/20250422h01450/20250422h014500001f.html>
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）
https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/assets/files/tsuuchi_20251222.pdf

2. 廃棄物情報の提供に関するガイドラインの改訂

令和7年12月に「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」が改訂され、上記の廃棄物処理法施行規則改正の内容を追加、排出事業者と処理業者の双方向によるコミュニケーションの重要性の強調等が行われた。

- テキストP7、「【資料】目次を修正（赤字） 12 廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第23版）抜粋」
- テキストP72、13行目を修正（赤字） 「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第23版）」
- テキストP185、資料12は環境省のページの第3版を参照 <https://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/>

※最新の正誤表、追補はJWセンターHPで確認できます。

トップページ > 講習会・研修会 > 講習会・研修会の種類 > 排出企業を対象にした産業廃棄物マネジメント研修会 > テキスト正誤表
<https://www.jwnet.or.jp/workshop/list/basic/index.html>